

1 条例改正の経緯

- S50.11 「部落地名総鑑事件」判明
- S51.3 「部落地名総鑑対策本部」設置→条例化について検討（S54.6）
- S59.7 「大阪府同和対策審議会」諮問
～部落差別につながる身元調査をなくする方策について～
- S59.12 「大阪府同和対策審議会」答申
～部落差別につながる身元調査をなくする方策について～
- S60.3.27 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」公布
- S60.10.1 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」施行
-
- H19.1 府民からの通報
（部落差別につながる土地調査の疑いのある会社に対する調査の依頼）
- H20.4 「大阪府個人情報保護条例」に基づく調査・指導
～21.3
- H21.4 「土地差別問題庁内対策会議」設置
（差別につながる土地調査問題に係る実態把握と今後の対応について、庁内関係部局で検討）
- H21.5～11 「土地差別問題庁内対策会議」における実態把握に向けた取組み
（リサーチ、広告、不動産会社に対するアンケート・ヒアリング調査の実施）
- H21.12 「不動産取引における土地調査問題研究会」設置
（行政、関係業界団体、学識経験者等の参画により、実態把握を踏まえた差別につながる土地調査問題解消に向けた方向性を検討）
- H22.3 「不動産取引における土地調査問題研究会」報告書の公表
- H23.3.22 改正「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」公布
- H23.10.1 改正「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」施行